

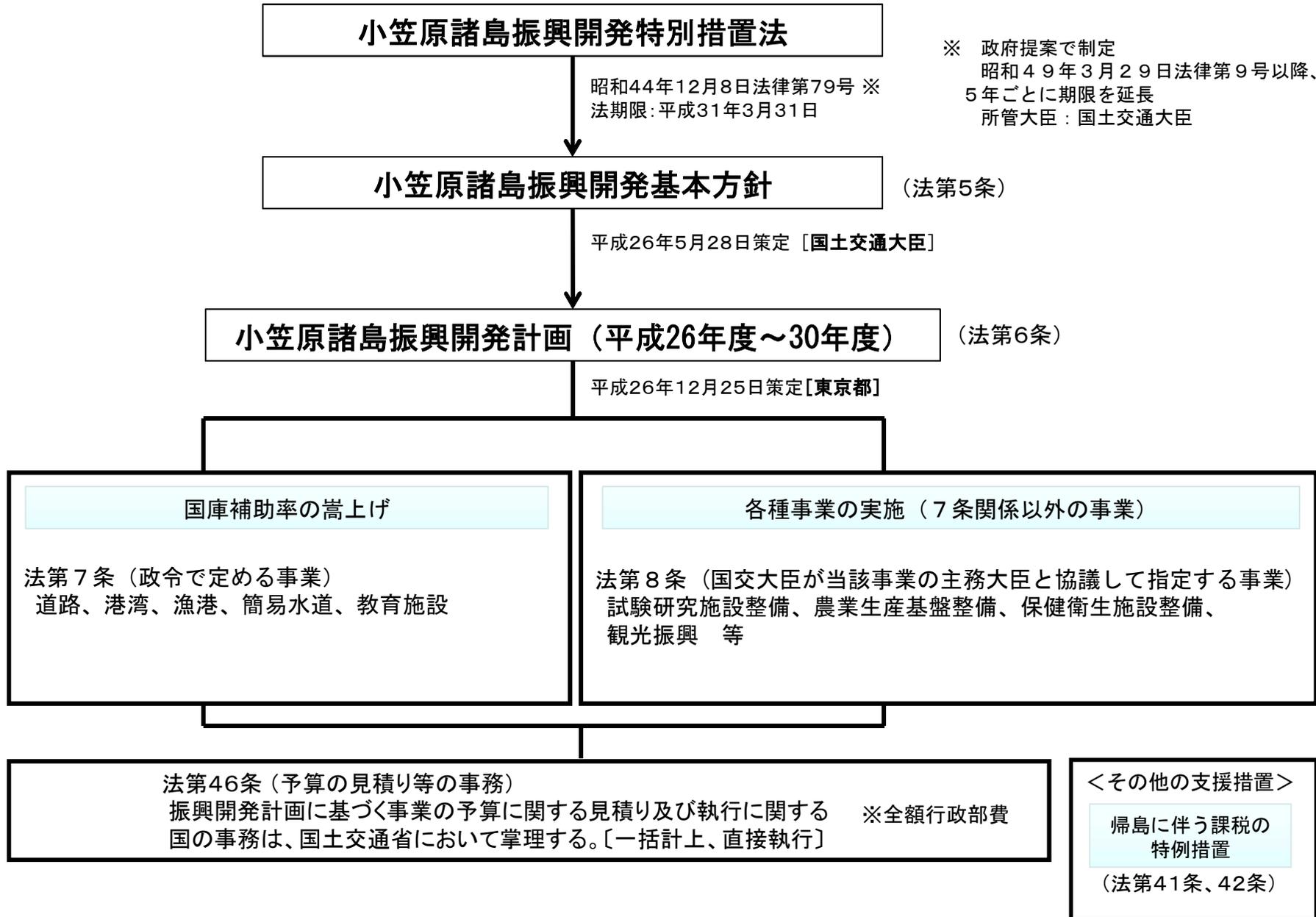
# 小笠原諸島振興開発の現況と課題

---

1. 小笠原諸島振興開発制度の概要	1
(1) 小笠原諸島振興開発特別措置法の概要	1
(2) 法改正の経緯	10
2. 小笠原諸島の現状	13
(1) 小笠原諸島の概況と基本指標	13
(2) 小笠原諸島の産業に関する指標	20
(3) 交通や基本インフラの状況	29
(4) 小笠原諸島の生活に関する指標	32
3. この5年間に講じた施策の効果	35
4. 本日のご議論に当たっての視点	49

# 1. 小笠原諸島振興開発制度の概要

## (1) 小笠原諸島振興開発特別措置法の概要



# 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律 (昭和43年法律第83号)

小笠原諸島の復帰に伴い、法令の適用についての暫定措置その他必要な特別措置を定めるものとする。〔§ 1〕

## ◇ 総則

- 国及び地方公共団体の責務〔§ 2〕

## ◇ 法令の適用の暫定措置

- 最高裁判所裁判官の国民審査及び公職の選挙に関する暫定措置〔§ 3〕
- 国民年金の特例〔§ 4〕
- 労働者災害補償保険及び失業保険の特例〔§ 5〕
- 合衆国軍隊関係離職者に対する特例〔§ 6〕
- 農地法の施行停止〔§ 7〕
- 必要な暫定措置等の政令への委任〔§ 8〕

## ◇ 権利の調整等

- 賃借権の設定〔§ 9〕
- 賃借権に係る裁判〔§ 10〕
- 国有地の貸付け又は交換〔§ 11〕
- 使用権の設定〔§ 12〕
- 旧小作地に係る特別賃借権の設定〔§ 13〕
- 特別賃借権に係る解約の制限等〔§ 14〕
- 旧小作地についての賃借権に係る裁判〔§ 15〕
- 小笠原諸島周辺の海域における漁業の操業制限〔§ 16〕
- 鉱業権の設定の出願に関する特例〔§ 17〕

## 【改正経緯】

- S46.12 沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律27条による改正
- S49.6 国土庁設置法附則30条による改正
- H10.10 国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律附則15条による改正
- H11.7 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律173条による改正
- H23.5 非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律91条による改正

## ◇ 村の設置

- 村の設置〔§ 18〕
- 旧村の権利義務の帰属〔§ 19〕
- 設置選挙の特例〔§ 20〕
- 機関の特例〔§ 21〕
- 議会の議員及び長の任期の特例〔§ 22〕
- 条例の制定手続の特例〔§ 23〕
- 議決事項の特例〔§ 24〕
- (小笠原村の組織及び運営に関し必要な事項の)政令への委任〔§ 25〕

## ◇ 現地における行政機関の設置

- 小笠原総合事務所の設置〔§ 26〕
- 職員〔§ 27〕
- 指揮監督〔§ 28〕
- (小笠原総合事務所の組織及び運営等に関し必要な事項の)政令への委任〔§ 29〕

## ◇ その他

- 現地住民の採用〔§ 30〕
- 国及び地方公共団体の施設等の供用〔§ 31〕
- 負担金、補助金等の特例〔§ 32〕
- 国有の財産の譲与等〔§ 33〕
- 緊急事業のための土地の使用〔§ 34〕
- 土地の形質の変更等の制限〔§ 35〕
- 復興法の制定〔§ 36〕
- 罰則〔§ 37～§ 39〕

小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情に鑑み、小笠原諸島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もって小笠原諸島の自立的発展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに小笠原諸島における定住の促進を図ることを目的とする。〔§1〕

## ◇ 基本理念等

- 基本理念〔§2〕
- 国及び地方公共団体の責務〔§3〕
- 定義〔§4〕

## ◇ 小笠原諸島振興開発計画等

- 基本方針の策定(国)〔§5〕
- 小笠原諸島振興開発計画の策定(東京都)〔§6〕
- 国庫補助率のかさ上げ〔§7〕
- 指定事業の補助〔§8〕
- 経理の分別〔§9〕
- 地方債についての配慮〔§10〕

## ◇ 産業振興促進計画等

- 産業振興促進計画の作成(小笠原村)・認定(国)〔§11〕
- 旅行業法の特例〔§18〕
- 補助金適正化法の特例〔§19〕
- 中小企業者に対する配慮〔§20〕

## ◇ 小笠原諸島振興開発審議会

- 審議会の設置、権限、組織等
- 小笠原諸島振興開発に関して講じた施策の審議会への報告〔§49〕

## ◇ その他の特別措置（配慮規定等）

- 土地改良法の特例〔§21〕
- 農用地開発のための交換分合〔§22〕
- 国有財産の譲与〔§23〕
- 交通の確保等〔§24〕
- 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実〔§25〕
- 農林水産業その他の産業の振興〔§26〕
- 就業の促進〔§27〕
- 生活環境等の整備〔§28〕
- 介護給付等対象サービス等の確保等〔§29〕
- 高齢者の居住用施設の整備〔§30〕
- 保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減〔§31〕
- 医療の充実〔§32〕
- 自然環境の保全及び再生〔§33〕
- 再生可能エネルギー源の利用の推進等〔§34〕
- 防災対策の推進〔§35〕
- 教育の充実等〔§36〕
- 地域文化の振興等〔§37〕
- 観光の振興及び地域間交流の促進〔§38〕
- 人材の育成並びに関係者間における緊密な連携及び協力の確保〔§39〕
- 生活再建資金〔§40〕
- 帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例〔§41〕
- 帰島に伴う不動産取得税の課税の特例〔§42〕
- 土地の利用〔§43〕
- 助言、勧告又は指揮監督〔§44〕
- 権限の委任〔§45〕
- 予算事務の所管〔§46〕

## ◇ 雑則・附則等

- 平成31年3月31日限りで失効〔§附則2〕

## 小笠原諸島振興開発基本方針(平成26年5月28日決定)の概要

### I 序文

- 厳しい地理的、自然的、社会的、歴史的な特殊事情による不利性・課題を克服するための諸施策が積極的に講じられ、相応の成果を上げてきた。しかしながら、交通アクセスの整備、保健・福祉・医療の充実、公共施設の老朽化、帰島の促進等といった課題が依然として残るほか、南海トラフ地震等の大規模災害に対する備えが喫緊の課題
- 今後は、定住環境の整備、雇用の安定的確保等を自然環境との調和・共生を図りながら進める必要。
- 法改正で、法の目的に「定住の促進」を加え、産業振興の自主的な取組を支援する産業振興促進計画認定制度を創設。

### II 小笠原諸島の振興開発の意義及び方向

- 1 小笠原諸島の特殊事情とその役割  
小笠原諸島は、際だった地理的、自然的、歴史的・社会的特殊事情を抱えるとともに、これらに由来する我が国にとって重要な役割を担っている。
- 2 振興開発の意義  
小笠原諸島に一般住民が暮らしていることは、同諸島を我が国の領土として国内外に周知するとともに、我が国の安全の確保、排他的経済水域等の保全等に大きく貢献。このため、同諸島の振興開発により、自立的発展、定住の促進等を図ることが重要。
- 3 振興開発施策の方向  
今後の振興開発は、情報発信による知名度向上、生活環境の改善、地域の特性に応じた産業振興・雇用拡大等を展開し定住の促進を図る。その際、産業振興促進計画認定制度の積極的な活用と社会資本等の整備・維持管理を引き続き行うことが重要。
  - (1) 小笠原諸島における生活の利便性の向上  
交通アクセスの改善のほか、保健・医療・福祉の充実を図るとともに、公共施設の老朽化対策を含め必要な社会資本の整備・維持管理を継続する。
  - (2) 小笠原諸島の特性を生かした産業の振興及び雇用の拡大
    - ・ 観光ニーズの掘り起こしや受け入れ環境の整備、エコツーリズム等小笠原諸島固有の自然環境保全と両立した観光の振興に取り組む。
    - ・ 農業、漁業の6次産業化を図り、ブランド化を目指す。
  - (3) 世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全・再生
    - ・ 世界遺産委員会の決議を踏まえ、自然と調和・共生する取組を継続。
    - ・ 小笠原諸島の自然環境の価値や保全等の取組を世界に発信し、広く普及させる。

### III 小笠原諸島の振興開発を図るための基本的事項

- 1 土地の利用
- 2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備、人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化その他の小笠原諸島以外の本邦の地域と小笠原諸島及び小笠原諸島内の交通通信の確保
  - (1) 交通の確保
  - (2) 情報通信の確保
  - (3) 人の往来並びに物資の流通及び廃棄物の運搬に要する費用の低廉化
- 3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発
- 4 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業の促進
- 5 住宅及び生活環境の整備
- 6 保健衛生の向上
- 7 高齢者の福祉その他の福祉の増進
- 8 医療の確保等
- 9 自然環境の保全及び再生並びに公害の防止
- 10 再生可能エネルギー源の利用その他のエネルギーの供給
- 11 防災及び国土保全に係る施設の整備
- 12 教育及び文化の振興
- 13 観光の開発
- 14 国内及び国外の地域との交流の促進
- 15 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の確保及び育成
- 16 小笠原諸島の振興開発に係る事業者、住民、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の関係者間における連携及び協力の確保
- 17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進

### IV その他

関係地方公共団体が連携して振興開発計画に掲げる事業の目的を明確にする成果目標を設定するとともに、その達成状況について定期的に評価を実施する。

## 計画の基本的事項【第1章】

- 【策定意義】 今後の小笠原諸島の振興開発の基本的方針と施策の方向を明確化し、振興開発事業を積極的に推進
- 【位置付け】 小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき、都が定める法定計画
- 【計画期間】 平成26～30年度までの5年間

## 振興開発の成果と課題【第2章】

### これまでの成果

- 世界自然遺産の登録（平成23年6月）
- 生活・交通・産業基盤の整備は相応の成果

### 今後の課題

- 産業
  - ・本土からの遠隔性や生産規模等により、産業発展にとって不利
  - ・世界自然遺産登録以降、観光客数が頭打ちの傾向
- 自然環境
  - ・外来種の侵入などが希少な自然環境に影響
- 交通アクセス
  - ・片道所要約26時間、約6日に1便の航路に限定
  - ・定期船の経年劣化
- 生活環境
  - ・保健・医療・福祉の充実
  - ・施設の老朽化、ライフライン安定維持、防災対策

## 基本的方針【第3章】

### 基本的方針

生活利便性向上、産業振興・雇用拡大、自然環境保全・再生の三つの施策の方向の下、振興開発事業を進め、住民生活の安定・福祉の向上、定住の促進を図り、自立的発展を目指す

### 施策の方向

- 小笠原諸島における生活の利便性の向上
- 小笠原諸島の地域の特性を生かした産業振興・雇用の拡大
- 世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全・再生

## 前計画からの変更点

- 法の目的に定住の促進が追加されたことを踏まえ、生活環境の整備等に関する取組を拡充
- 様々な主体が相互に連携し、振興開発を推進していく旨、明示
- 都と村の取組・役割分担及び年度ごとの取組を明確化

## 分野別振興開発事業計画【第4章】

### 1 土地の利用

- ・地籍調査の推進等による土地の有効活用、土地利用等に関する検討

### 2 道路や港湾等の交通施設の整備、人の往来等に要する費用の低廉化

- ・代替船の建造とその就航に対応した港湾整備
- ・航空路に関し調査を実施、引き続き課題を整理・検討（関係者との調整等に慎重に配慮）
- ・道路の継続的な改良・整備により安全性・快適性等を向上

### 3 農林水産業、商工業等の産業の振興開発

- ・生産基盤の整備や技術の改善・普及等により農水産業を振興
- ・他産業との連携による小笠原ブランドの定着・普及

### 4 雇用機会の拡充、職業能力の開発

- ・生産基盤の整備や研修施設等の活用により、新規就業者を確保・育成

### 5 住宅、生活環境の整備

- ・住宅政策を検討し、老朽化した小笠原住宅の建替えを計画的に推進
- ・老朽化した浄水場の建替、漏水対策として原水調整池の整備（父島）
- ・資源化中継施設の整備によるごみの一層の減量化・リサイクルの徹底の推進

### 6 保健衛生の向上

- ・医療・福祉との連携体制の強化・充実
- ・健康診査等の継続的な受診機会の確保

### 7 医療の確保

- ・画像伝送システムの更新により、へき地での診療活動を一層支援

### 8 高齢者の福祉その他の福祉の増進

- ・保健・医療との連携体制の強化・充実
- ・老朽化した保育施設の建替え・子育て支援拠点施設の整備

### 9 自然環境の保全・再生、公害の防止

- ・固有動植物の保全や植生回復等への取組、絶滅のおそれのある野生動植物の保護増殖事業の実施
- ・関係機関等と連携して外来種対策等を実施

### 10 再生可能エネルギー源の利用

- ・太陽光発電等の積極的活用による自立・分散型エネルギーの普及拡大

### 11 防災、国土保全に係る施設の整備

- ・避難支援体制の強化、防災教育等による地域防災力の向上
- ・砂防、地すべり対策等の防災・国土保全施設を引き続き整備

### 12 教育・文化の振興

- ・老朽化した小・中学校施設の建替えを検討（父島）
- ・都立小笠原高校における一層の教職員の体制整備
- ・海洋資源等の研究拠点としての活用とその成果の発信を検討

### 13 観光の開発

- ・関係機関と連携し、小笠原諸島の魅力を継続的に発信
- ・観光施設整備事業を継続的に支援
- ・新設の産業振興促進計画認定制度の活用を検討

### 14 国内・国外の地域との交流の促進

- ・教育旅行等の更なる誘致
- ・友好市町村との交流、新たな交流プログラムの開発検討

### 15 振興開発に寄与する人材の確保・育成

- ・地元への愛着と創業者により地域づくりを担う人材を育成

### 16 関係者間における連携・協力の確保

- ・多様な主体が連携・協力し、それぞれの特性や役割を生かした主体的な取組を推進

### 17 帰島を希望する旧島民の帰島の促進

- ・高齢化した帰島を希望する旧島民の受入れに対応し、高齢者の状況に配慮した環境を整備
- ・硫黄島・北硫黄島においては定住が困難なため、父島・母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施

○小笠原諸島振興開発特別措置法において、振興開発事業における国庫補助率の嵩上げ措置が規定されている。

主要事業における補助率の比較

事業名	小笠原	内地
道路事業	6/10	5.5/10
港湾事業		
外郭施設の改修	9/10	4/10
係留施設の改修	6/10	4/10
漁港		
外郭施設の修築	9/10	2/3
係留施設の修築	2/3	5/10
簡易水道		
水道施設の新設又は増設	5/10	1/4~4/10
教育施設		
小中学校の整備	2/3	5/10

○小笠原諸島振興開発事業予算の国土交通省への一括計上

小笠原諸島振興開発事業の予算については、小笠原諸島振興開発計画に基づく事業が円滑に遂行されるようにするため、小笠原諸島振興開発特別措置法の規定に基づき、昭和44年度以降自治省の予算に一括計上されることとなった。

※現在は、国土交通省予算に一括計上

小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)

(振興開発計画に基づく事業の予算の見積り等の事務の所管)

第46条 振興開発計画に基づく事業の予算に関する見積り及び予算の執行に関する国の事務は、国土交通省において掌理する。



## ○ 小笠原諸島の特性を最大限に生かし、地域の主体的な取組を支援

小笠原諸島の島民・観光客の安全確保のための防災施設の整備、世界自然遺産登録を踏まえた自然環境の保全、産業振興や生活環境の改善のための施設の整備に係る取組等を支援する。

### 小笠原諸島振興開発事業費補助(ハード事業)

農業基盤整備

農業・水産業振興

道路整備

自然公園・都市公園

港湾整備

簡易水道

し尿処理場

(事業例)

二見港の岸壁を改良し、老朽化対策及び地震や津波による被害低減を図る。



二見港 (父島)

(事業例)

安心・安全な水の安定供給のため、調整池の整備や老朽化した母島の浄水場の更新工事等を行う。



第2 原水調整池 (父島)

(事業例)

建設後40年以上経過し、老朽化した父島のし尿処理場の更新工事等を行い、生活環境の改善を図る。



し尿処理場 (父島)

### 小笠原諸島振興開発費補助金(ソフト事業)

診療所運営

医療施設の運営支援(リハビリテーションに対応した診療所の運営に対する支援を行う。)



小笠原村診療所



病虫害等防除対策

指定病虫害であるミカンコミバエの再侵入警戒調査やアフリカマイマイの防除・試験研究等を行う。

各種調査(観光関係)

# 旧島民の帰島促進

## 背景・趣旨

- 小笠原諸島は、昭和19年の強制疎開以来、昭和43年の日本復帰までの約24年間、ほとんどの旧島民は帰島できなかった。
- このような歴史を持つのは、日本では小笠原だけであり、復帰以降、法の目的の1つに「旧島民の帰島促進」が掲げられ、帰島を希望する旧島民に対し支援を行っている。

## 帰島促進施策

- 帰島促進税制
  - ＜譲渡所得等の課税の特例＞（所得税・個人住民税）  
帰島者が、その移住する日の属する年に所有する資産で小笠原諸島以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合の譲渡所得（長期譲渡所得、短期譲渡所得、山林所得、譲渡益）に係る特別控除（1,500万円）
  - ＜不動産取得税の課税の特例＞
    - ①帰島者が小笠原諸島へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、その譲渡した日から2年以内に小笠原諸島において不動産を取得した場合、その不動産の課税標準の算定について譲渡した不動産の固定資産台帳価格までの金額を控除
    - ②小笠原諸島に家屋を有していた旧島民で、当該家屋を残して離島したもの（又は一般継承人）が小笠原への移住に伴い小笠原諸島で離島前の家屋と同種の家屋を取得した場合の不動産取得税の課税標準の算定については、譲渡した不動産の固定資産台帳価格までの金額を控除
- （対象）昭和19年に本土に疎開した旧島民本人、子、孫及びこれらの配偶者
- 生活再建資金の貸付制度（東京都）  
東京都において、生活再建に必要な資金を貸し付けることにより、帰島民の援護を図っている。なお、特別会計を設け、原資の運用により、事業を実施している。  
（貸付実績）S44-53:257百万円、S54-63:704百万円、H元-10:575百万円、H11-20:229百万円、H21-25:25百万円、H26-27:13百万円
- 東京都公営住宅の賃貸制度、引越費用に対する補助制度（東京都）
- 集団移転に類する措置（東京都・小笠原村）  
小笠原諸島振興開発審議会における硫黄島問題に関する意見具申（S59）を踏まえ、一時宿泊所（父島）及び農業団地（母島）を整備

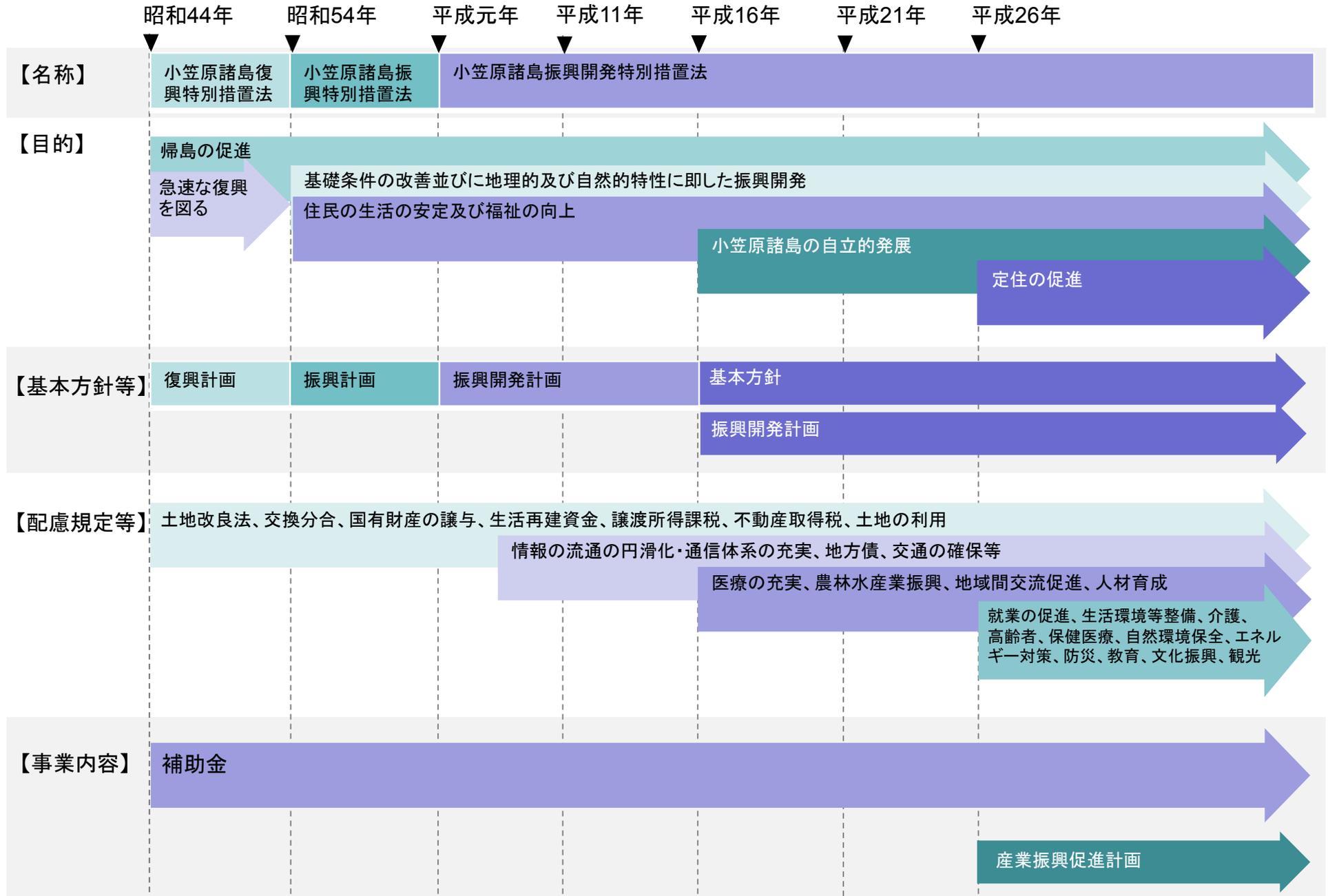
## 旧島民意向調査

- S43年度、H15年度、H20年度及びH24年度に、旧島民の帰島に関する意向調査（アンケート）を実施  
（S43年度は「小笠原引揚者の意識調査」という名称）
- 対象は、①強制引揚者本人及びその配偶者、②強制引揚者の子供及びその配偶者、③強制引揚者の孫及びその配偶者

# 1. 小笠原諸島振興開発制度の概要

## (2) 法改正の経緯

# 小笠原諸島復興開発特別措置法の変遷



# 小笠原諸島振興開発特別措置法のH26改正概要

小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その振興開発を進めるため、小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成31年3月31日まで延長するとともに、産業振興促進計画の認定を受けた市町村には、税制上の特例措置が認められる産業振興促進計画制度の創設等の措置を講ずる。

## 背景

極めて厳しい地理的・自然的特殊事情がある状況下で、小笠原諸島では、人口が緩やかに増加しているものの、経済面で依然として大きな格差。

▶ 自立的で持続可能な発展に向けて、一層の充実した支援措置が必要

## 改正の概要

### 1. 法期限の延長

#### ●法期限の5年間延長

小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成26年3月31日から平成31年3月31日まで5年間延長する。

### 2. 地域が自らの責任のもと主体的に施策を実行する仕組みの創設

#### ●市町村産業振興促進計画の創設

産業振興促進計画の認定を受けた市町村には、特例通訳案内士等の法制上の特例措置及び割増償却等の税制上の特例措置を認め、市町村の産業振興に係る自主的な取組を国が支援する。

### 3. 定住の促進に係る支援措置の充実等

#### ●目的規定の改正等

法律の基本理念を創設、目的規定に「定住の促進を図る」旨等を追加する。

#### ●定住環境の改善に向けた配慮規定の追加等

就業の促進、生活環境等整備、介護、高齢者、保健医療、防災、教育に係る事項を配慮規定に追加する等、定住環境の改善に向けた規定を措置する。

### 4. 国等の支援体制の強化

#### ●国及び地方公共団体の責務規定の創設

振興開発に係る国及び地方公共団体の責務規定を創設する。

## 2. 小笠原諸島の現状

### (1) 小笠原諸島の概況と基本指標

# 小笠原諸島の歴史的・自然的・地理的特性等



## 歴史的条件等

- 西暦1593年 小笠原貞頼により発見されたと伝えられる
- 明治9年 国際的に日本領土と認められる(一部欧米人の帰化)
- 昭和19年 太平洋戦争の戦局の悪化により、島民が本土に強制疎開
- 昭和21年 米国の軍政下に置かれる
- 昭和43年 日本に返還され、東京都の行政管理下に編入(本格的に帰島開始)
- 昭和44年 小笠原諸島復興特別措置法公布(以後、5年ごとに期限を延長)
- 昭和54年 第1回小笠原村長・村議会議員選挙実施(村政の確立)
- 平成23年 世界自然遺産登録

## 概況

- 人口 : 2,594人(平成29年1月1日住民基本台帳人口)  
[参考] 戦前ピーク : 7,711人(S19)
- 行政組織 : 小笠原村役場、東京都小笠原支庁、小笠原総合事務所(国)他
- 交通手段 : 約6日に1便(片道約24時間)の船便(航空路無し)
- 社会増減率(H27国勢調査) ※離島はH22国勢調査
  - ・転入数/総人口 : 11.7% (離島3.2%)
  - ・転出数/総人口 : 13.2% (離島3.9%)
- 国立公園面積割合 : 79.9% (離島15.8%)



## 位置

- 東京の南約1,000kmに位置(船便おがさわら丸で片道約24時間)
- 父島列島をはじめとする約30の島
- 我が国の排他的経済水域の約3割を確保



## 気候・自然

### <気候>

- 亜熱帯に位置。気温の年間変化と日較差が小。
- 湿度が高い海洋性気候。台風の発生・常襲地帯。



### <自然>

- 固有の動植物が多数存在  
(島の誕生以来、一度も他の陸地と地続きとならず独自進化)
- エコツーリズムの推進  
(南島、母島石門における適正な利用のルール策定)
- 外来種の脅威により、貴重な生態系が崩壊の危機  
(グリーンアノール、シロアリ、アフリカマイマイ、ノネコ等)
- 病害虫により農作物に被害  
(アフリカマイマイ、アリモドキゾウムシ、イモゾウムシ等)



## 産業

- <農業> 農家戸数 52戸(平成28年1月1日現在)  
生産高 131百万円(平成27年)  
特産品 パッションフルーツ、トマト等
- <漁業> 漁組組合員数 76人(父島47人:平成27年12月末現在)  
(母島29人:平成28年3月末現在)  
漁獲高 764百万円(平成27年・養殖分含む)  
特産品 メカジキ、マグロ等
- <観光> 観光入込数 年間29,766人(平成28年度)  
観光客消費額 2,673百万円(平成27年)

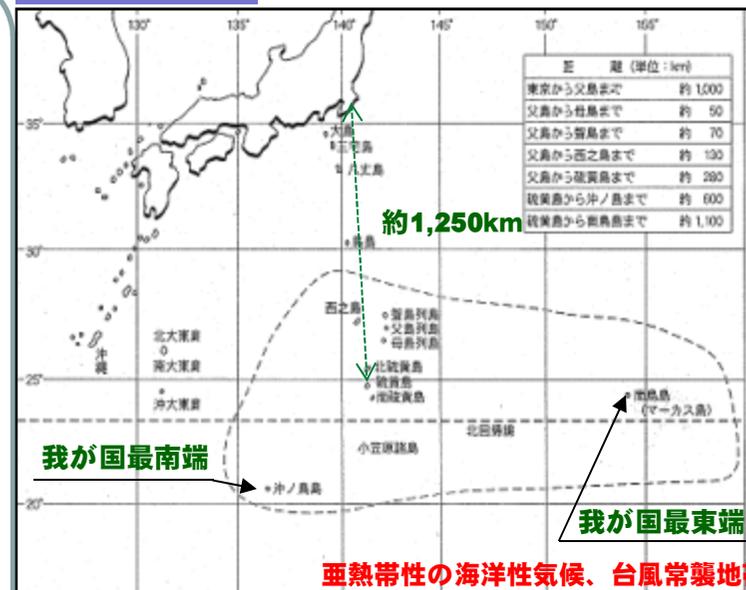
### 歴史的経緯

- ・明治20年ごろから開拓し、明治24年に我が国の領土として確定
- ・昭和19年 戦争激化に伴い、硫黄島、北硫黄島あわせて島民233世帯1,254人のうち103人が軍属として残留したほか、全島民が本土へ強制疎開
- ・昭和20年 日本軍玉砕（約2万人戦死）
- ・昭和29年 国家見舞金支給（講和発行前に係る見舞金）
- ・昭和36～39年 米国から600万ドル（21.6億円）受領、配分
- ・昭和43年 小笠原諸島本土復帰（復帰以降、火山活動、遺骨収集、不発弾処理問題等により島民が帰島できない状況）
- ・昭和54年6月 小笠原諸島振興審議会に硫黄島問題小委員会を設置
- ・昭和59年5月 小笠原諸島振興審議会における硫黄島問題への意見具申  
『一般住民の定住は困難であり、同島は振興開発に適さない』  
【理由】① 火山活動による異常現象が著しいこと  
② 産業の成立条件が厳しいこと  
『政府は、① 旧島民の特別の心情に報いるための措置  
② 集団移転事業に類する措置 を講じるべきもの』
- ・昭和59～60年度 旧島民の特別の心情に報いるための措置として、見舞金を支給  
支払額 540,450千円 1,201件（一人当たり45万円）
- ・昭和60年度以降 集団移転事業に類する措置を実施

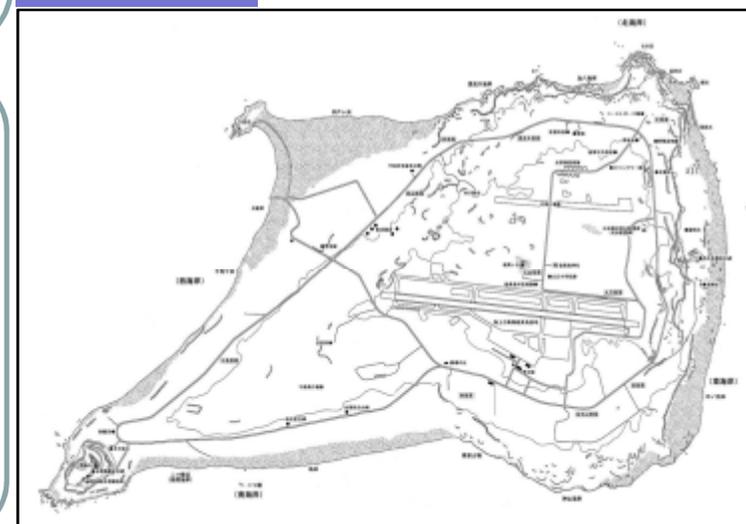
### 現 状

- ・硫黄島航空基地が所在（海上自衛隊）
- ・遺骨収集帰還事業の実施（厚生労働省）  
戦没者概数 約21,900人、遺骨送還数 10,400柱  
未送還遺骨数（推計）11,500柱（平成29年3月31日時点）  
【遺骨収容実施状況】  
平成28年度 17柱、平成27年度 23柱
- ・硫黄島及び北硫黄島旧島民の墓参事業（東京都）  
【平成28年度実績】  
第1回 平成28年9月27日・28日実施（1泊2日）  
参加者：25人（旧島民）  
第2回 平成29年3月7日実施（日帰り）  
参加者：47人（旧島民）

### 位 置



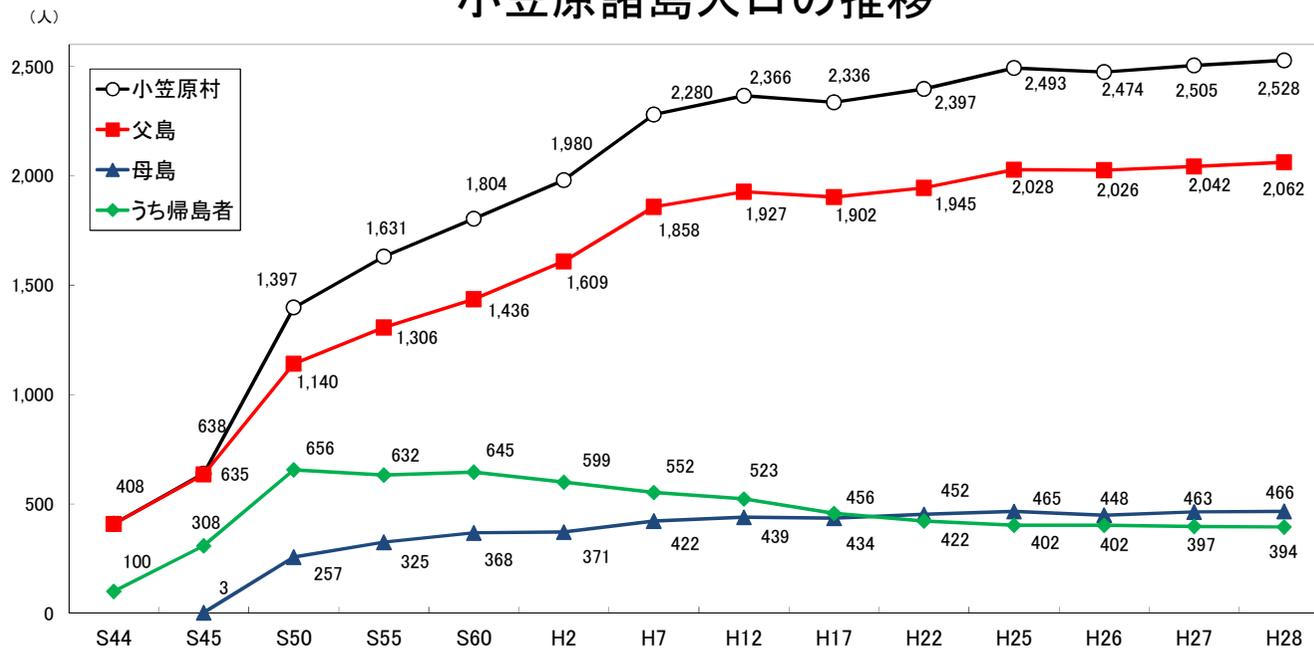
### 島内図



# 小笠原諸島に関する基本指標(人口の推移)

- ・日本復帰当初から平成7年度まで大幅に増加し、その後は、中長期的に微増傾向である。
- ・出生率が高い一方で、死亡率は低いため自然増がある一方、島内で治療できない疾病や生活の不安等から本土に転出するなどによる社会減もある。

### 小笠原諸島人口の推移



※帰島者：①昭和19年3月31日に小笠原諸島に住所を有していた者、②①の父母、配偶者並びに子及び孫並びにこれらの配偶者のいずれかに該当する者で、永住の目的をもって小笠原諸島へ移住する者（小笠原諸島振興開発特別措置法施行令第3条）

出典：住民基本台帳人口（各年度末現在）

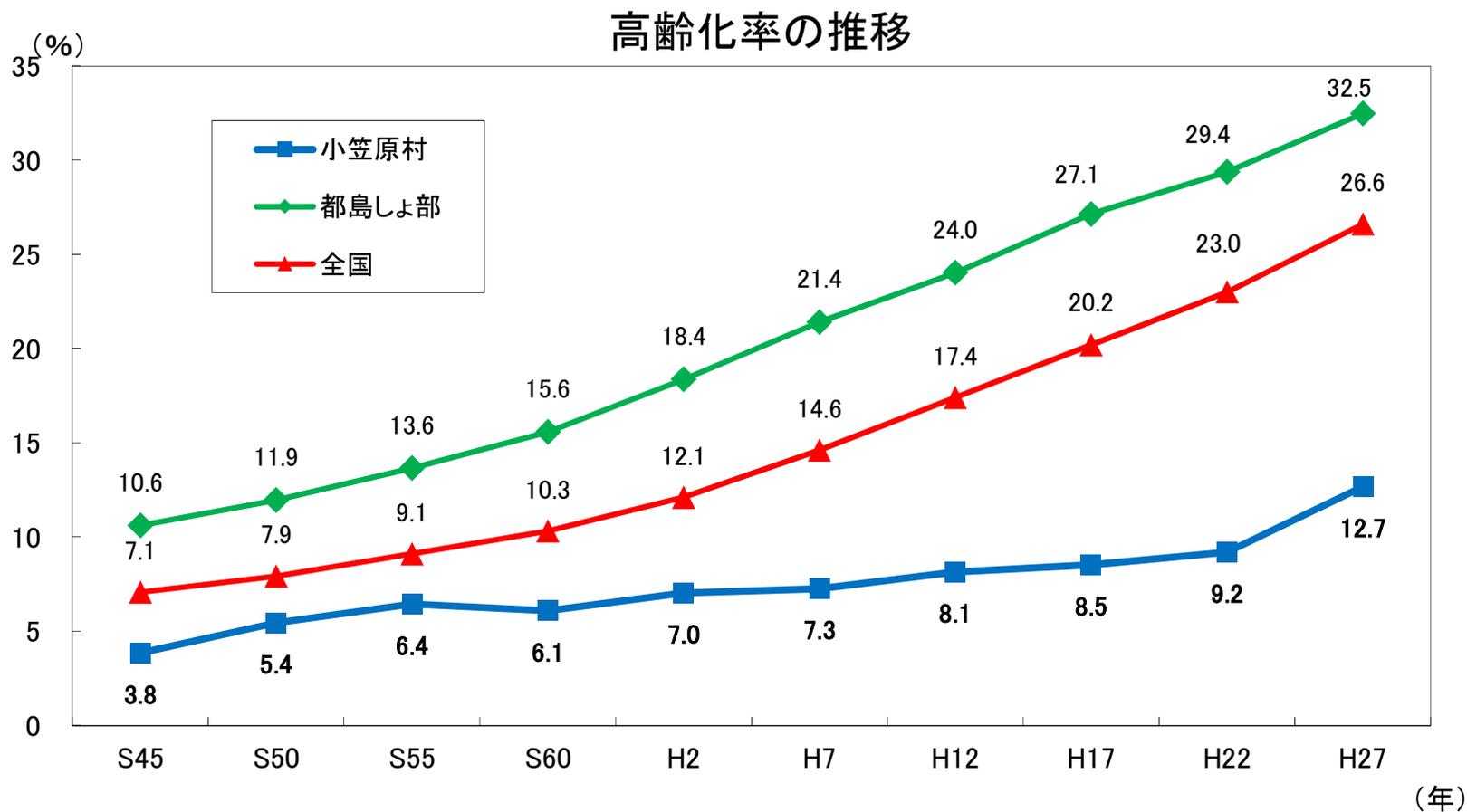
区分	S43.6 ～ S47.12	S48.1 ～ S52.12	S53.1 ～ S57.12	S58.1 ～ S62.12	S63.1 ～ H4.12	H5.1 ～ H9.12	H10.1 ～ H14.12	H15.1 ～ H19.12	H20.1 ～ H24.12	H25.1 ～ H25.12	H26.1 ～ H26.12	H27.1 ～ H28.12
	社会増減	818	381	115	35	114	▲ 37	▲ 11	▲ 134	40	▲ 24	▲ 51
自然増減	4	79	110	119	118	96	94	103	121	14	18	25
その他	178	69	9	▲ 17	19	9	▲ 8	39	32	1	1	3

※その他：実態調査、帰化・国籍離脱等による職権記載・消除者数を記載

出典：管内概要（東京都）

# 小笠原諸島に関する基本指標(高齢化率)

・高齢化は全国的な傾向であるが、平成27年の高齢化率(65歳以上人口の割合)は、全国26.6%に比べ、小笠原12.7%と低い状況にある。

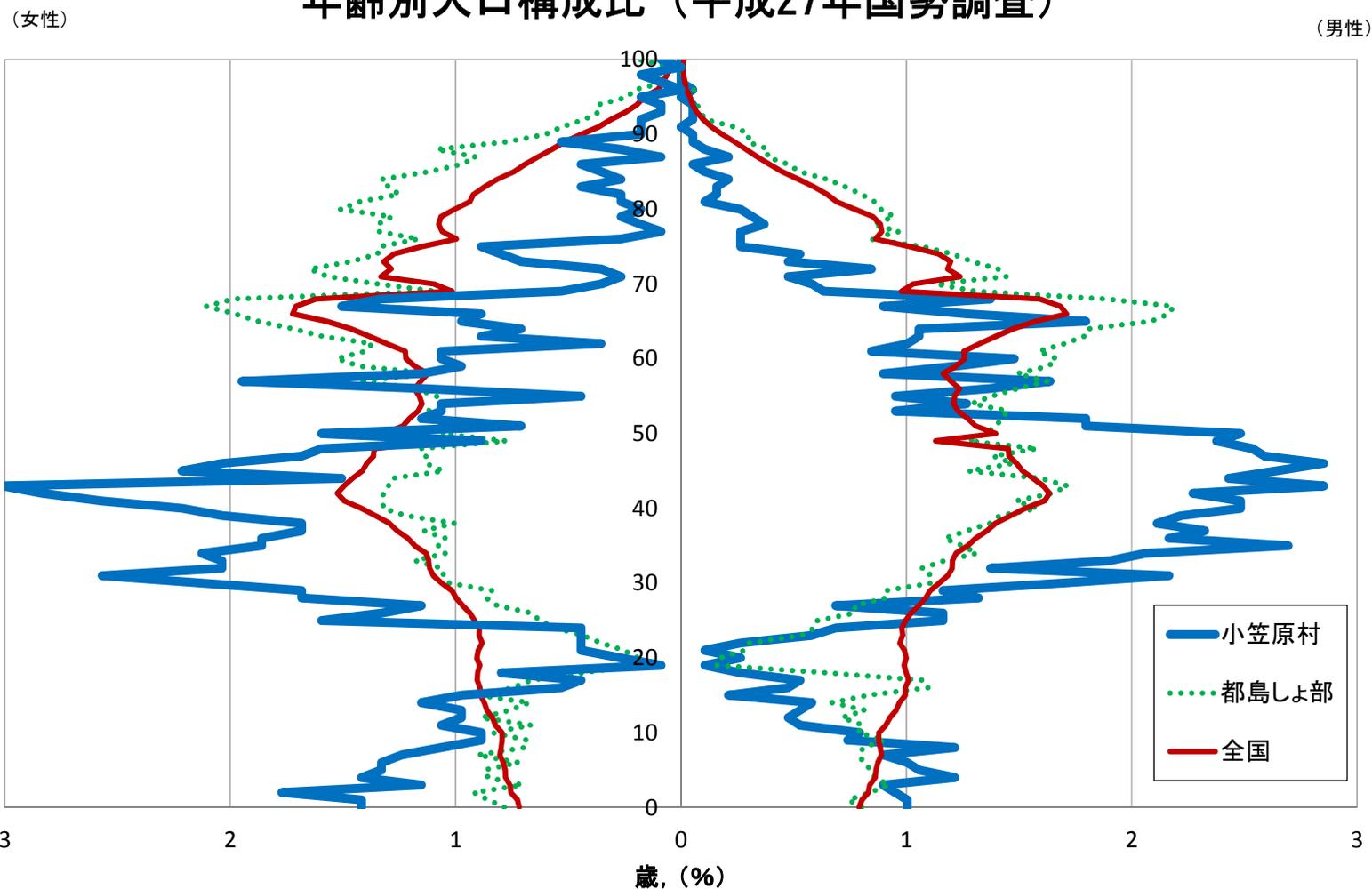


出典:国勢調査

# 小笠原諸島に関する基本指標(年齢構成)

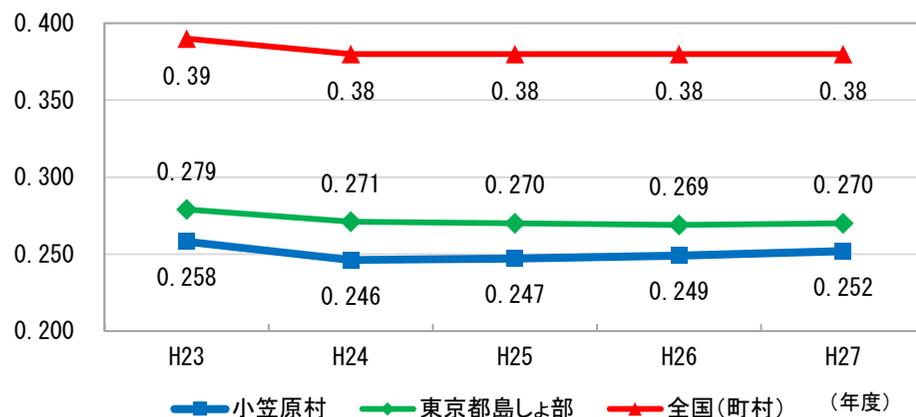
- ・小笠原村の人口は、年少人口と生産年齢人口の割合が高く、老年人口割合は低くなっている。
- ・20歳前後の人口割合は、高等学校卒業後に本土の大学へ進学するなどにより低くなっている。

## 年齢別人口構成比 (平成27年国勢調査)

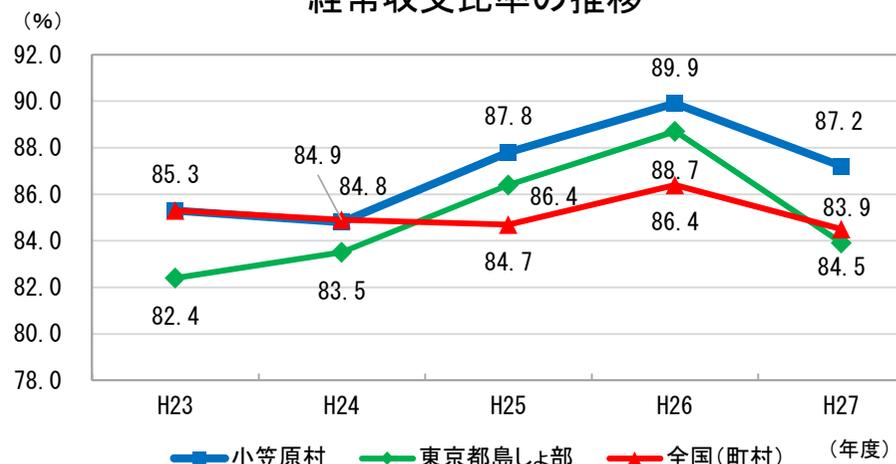


- ・財政力指数は、全国(町村)及び東京都島しょ部の水準に比べ、低い状況である。
- ・経常収支比率は、全国(町村)及び東京都島しょ部の水準に比べ、高い状況である。

### 財政力指数の推移



### 経常収支比率の推移



出典: 東京都HP掲載データを加工して作成  
 全国(町村)は地方財政白書(総務省)より

#### 【財政力指数】

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

#### 【経常収支比率】

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当されたものが占める割合。

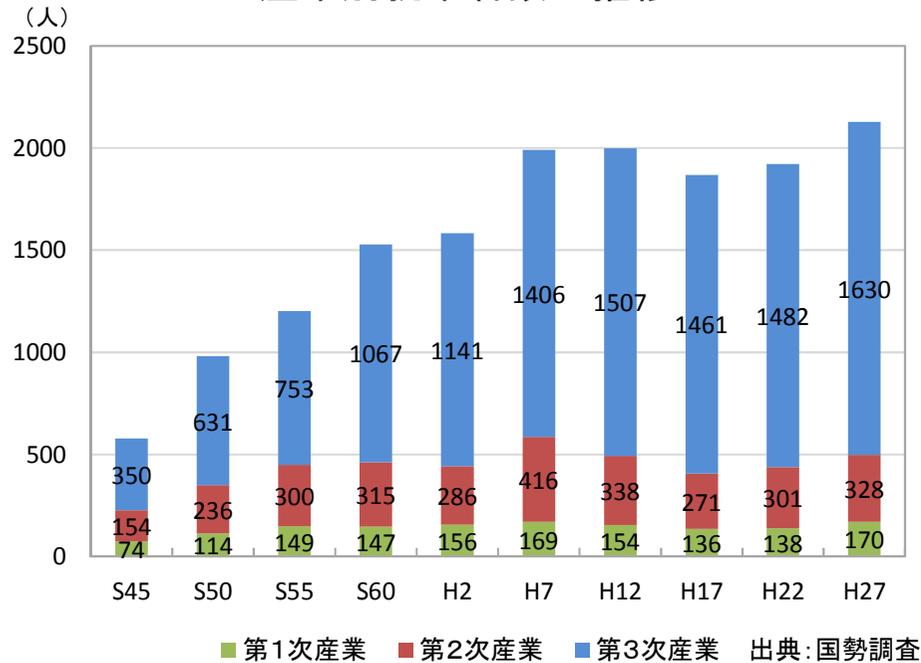
(総務省HPより)

## 2. 小笠原諸島の現状

### (2) 小笠原諸島の産業に関する指標

# 小笠原諸島の産業に関する指標(産業別就業者数)

産業別就業者数の推移



区分	小笠原村		東京都島しょ部		全国	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
総数	2,128	100	14,781	100	58,919,036	100
第3次産業	1,630	76.6	10,785	73.0	42,776,503	72.6
電気・ガス・熱供給・水道業	26	1.2	119	0.8	283,193	0.5
情報通信業	9	0.4	69	0.5	1,680,205	2.9
運輸業	56	2.6	568	3.8	3,044,741	5.2
卸売・小売業	111	5.2	1,521	10.3	9,001,414	15.3
金融・保険業	8	0.4	122	0.8	1,428,710	2.4
不動産業	7	0.3	83	0.6	1,197,560	2.0
学術研究、専門・技術サービス業	78	3.7	244	1.7	1,919,125	3.3
飲食店、宿泊業	232	10.9	1,618	10.9	3,249,190	5.5
生活関連サービス業、娯楽業	95	4.5	476	3.2	2,072,228	3.5
教育、学習支援業	87	4.1	948	6.4	2,661,560	4.5
医療、福祉	147	6.9	1,571	10.6	7,023,950	11.9
複合サービス事業	45	2.1	375	2.5	483,014	0.8
サービス業	140	6.6	1,208	8.2	3,543,689	6.0
公務(他に分類されないもの)	581	27.3	1,763	11.9	2,025,988	3.4
分類不能の産業	8	0.4	100	0.7	3,161,936	5.4
第2次産業	328	15.4	2,557	17.3	13,920,834	23.6
工業	0	0.0	1	0.0	22,281	0.0
建設業	304	14.3	2,154	14.6	4,341,338	7.4
製造業	24	1.1	402	2.7	9,557,215	16.2
第1次産業	170	8.0	1,439	9.7	2,221,699	3.8
農業	87	4.1	933	6.3	2,004,289	3.4
林業	4	0.2	21	0.1	63,663	0.1
漁業	79	3.7	485	3.3	153,747	0.3

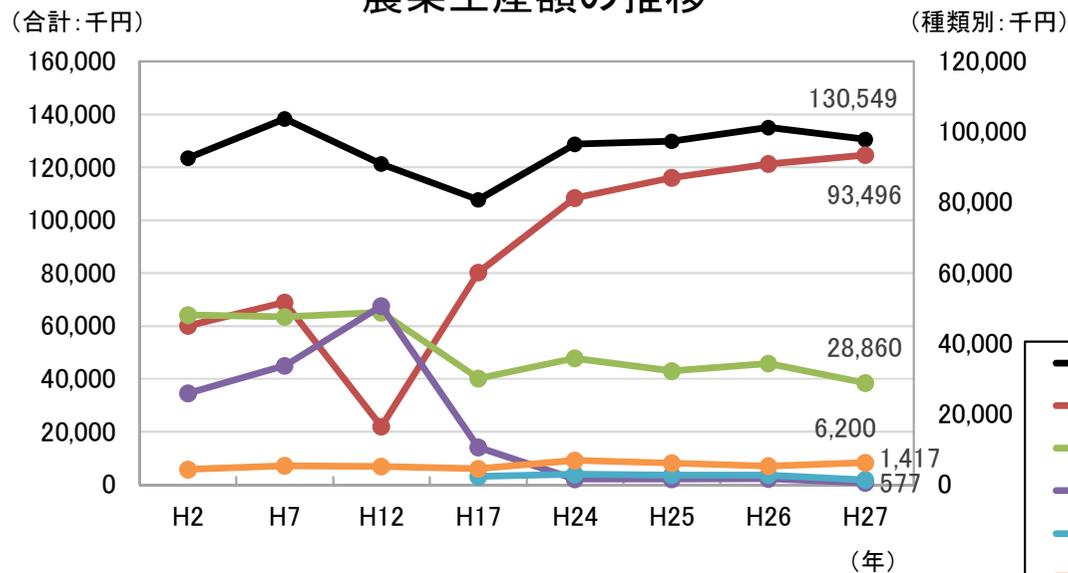
## 現状

- ・小笠原村の産業別就業者数は、産業構造の変化により、第1次産業と第2次産業の就業者数は横ばい、第3次産業の就業者数は増加傾向にある。
- ・就業者数全体に占める公務の割合が27.3%と高い水準である。

## 課題

- ・小笠原諸島の地理的、自然的特性を生かした産業の育成及び活性化

## 農業生産額の推移



出典:管内概要(東京都)

### 【主な果樹】



### 【主な野菜】

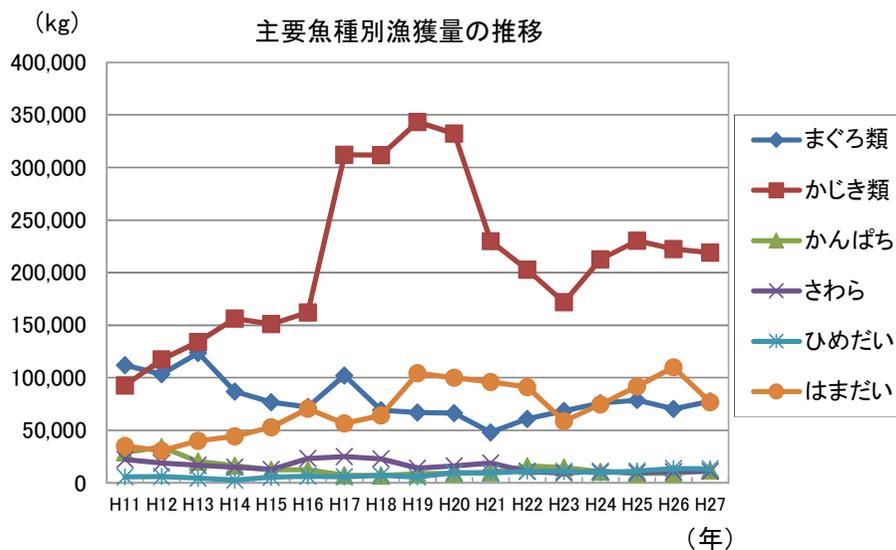
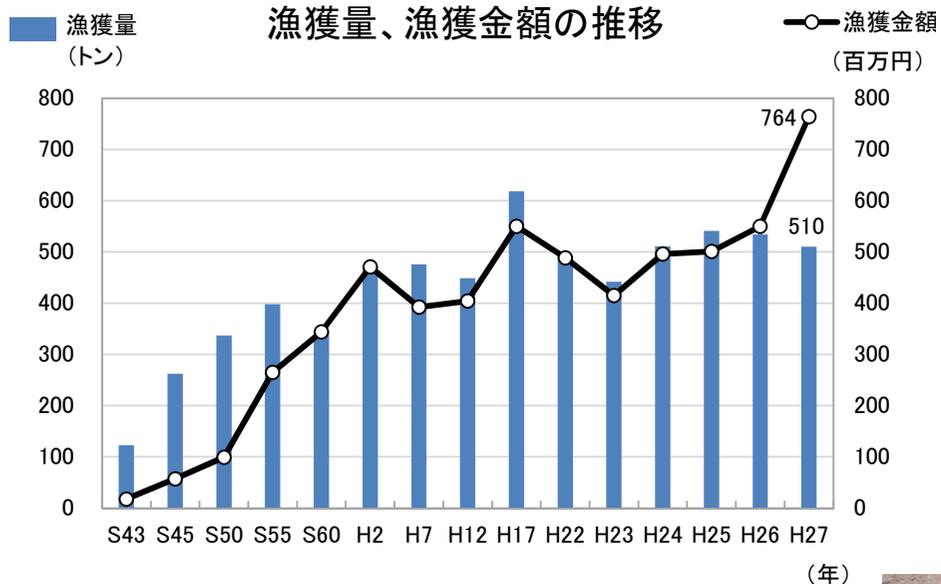


## 現 状

- ・生産額の約5割をパッションフルーツが占め、次いでトマト・ミニトマト、マンゴー、レモンで全体の約7割を占めている。
- ・近年はパッションフルーツを中心に果樹の生産額が好調に推移している。

## 課 題

- ・主力であるパッションフルーツの島内消費、観光客への需要に応えるための安定供給
- ・亜熱帯気候を生かした園芸農業の振興、高収益作物への転換など



写真左:メカジキ  
写真右:ハマダイ

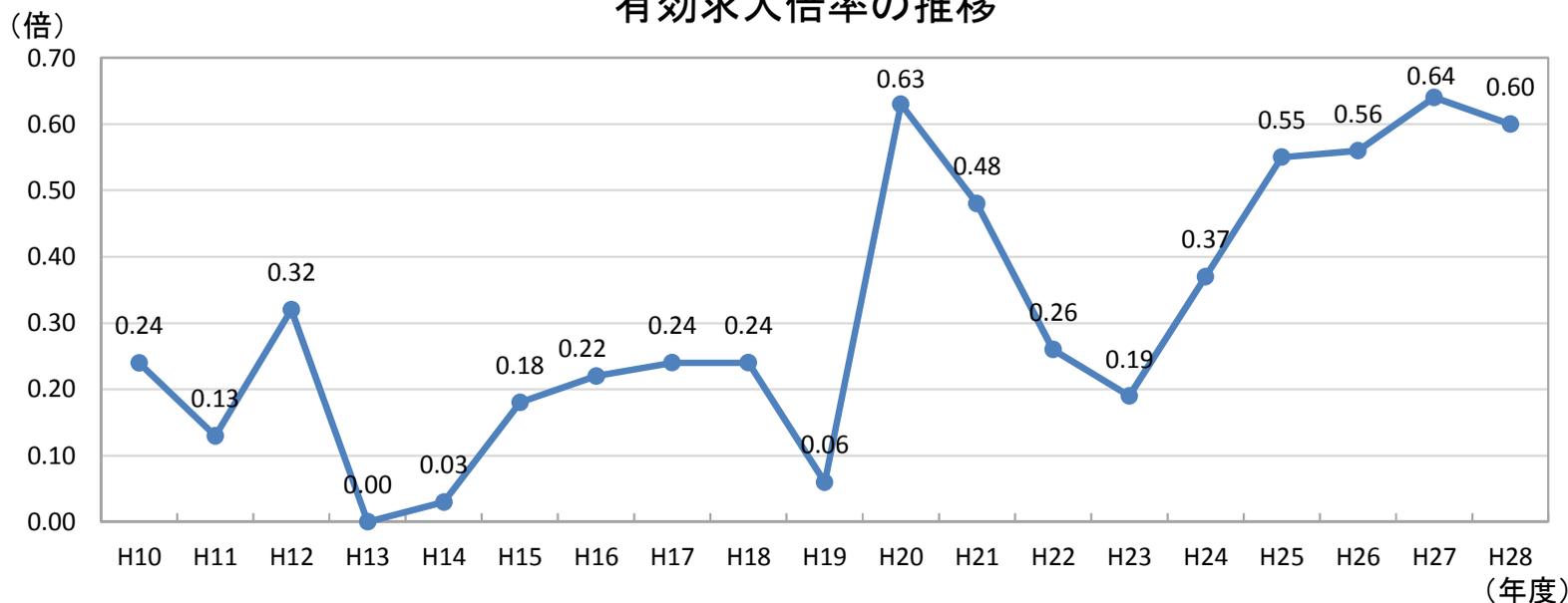
## 現状

- ・漁獲量の約4割をカジキ類が占め、次いでマグロ、ハマダイで全体の約8割を占めている。
- ・漁獲量の見込めるカジキ類や底魚類を中心に、経営の安定化を図っている。

## 課題

- ・持続的な水産資源の利用を図るための資源管理の推進、新たな販路の開拓など

## 有効求人倍率の推移



区分	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
求人者数(人)	8	4	12	0	1	6	7	6	10	2	22	23	11	8	11	16	14	14	18
求職者数(人)	33	31	38	49	37	34	32	25	42	33	35	48	43	43	30	29	25	22	30

出典:業務報告(小笠原総合事務所)

### 現状

- ・有効求人倍率は、平成23年度以降上昇傾向にある。

### 課題

- ・小笠原諸島内における魅力的な雇用の場の創出